

認定農業者とは

認定農業者制度とは

認定農業者制度とは、意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度です。

認定農業者は、国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられます。

農業経営改善計画の作成

農業経営改善計画には5年後の目標とその達成のための取組内容を記載します。

経営規模の拡大(経営面積を大きくしたい)
生産方式の合理化(農業生産の無駄を省きたい)
経営管理の合理化(コスト管理をしっかりしたい)
農業従事の態様の改善(労働時間を少なくしたい)

市町村へ申請し認定を受けます

認定基準

市町村基本構想に照らし適切か達成できる計画かどうか
農用地の効率的・総合的利用に配慮したものが(生産調整に取り組むことが必要です。

認定の対象者は

性別、専業・兼業の別等を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

性別

男性、女性の別は一切問いません。
また、家族経営協定等を結び、経営に参加している女性農業者などの方もパートナーとともに認定の対象となります。

年齢

国として一律の年齢制限は設けていません。
市町村は、地域の実情を踏まえ、高齢農業者が地域の担い手として排除されることのないよう、年齢制限については弾力的に運用することとしています。

専業・兼業の別

兼業農家の方や、これから新規に就農しようという方でも、市町村基本構想で示された農業経営を目指す方であれば認定の対象となります。

経営規模・所得の大小

経営規模や所得の小さい農家でも、一定の収入が得られる農業経営を目指す場合は認定の対象となります。

営農類型

水稲、麦、大豆等の**土地利用型農業**はもちろん、農地を持たない**畜産経営**や野菜等の**施設園芸**なども認定の対象となります。

法人経営

農業経営を営む法人であれば、農業生産法人のあるなしに関わらず認定の対象となります。
集落営農についても、法人化すれば認定の対象となります。

夫婦や親子でも共同申請により認定農業者になれます！